保全レター 四国

２０１８年１１月発行　（秋号）

四国地方整備局営繕部
保全指導・監督室

もくじ

1. 保全実態調査にご協力ありがとうございました
2. 保全実地指導がはじまります
3. 寒冷期の施設保全について
4. 保全Q＆A

１．　保全実態調査にご協力ありがとうございました

平成30年度保全実態調査について、今年度はシステムの不具合により入力締切日が延長され、第一グループ、第二グループ共8月24日に調査票入力期間が終了し、各施設の担当者の方の作業は完了致しました。調査に際してご協力いただきお礼を申し上げます。

現在、四国地方整備局営繕部でデータの確認等を進めていますが、その確認作業のなかで以下の様な事例がありましたので今後の参考のためにお知らせします。
（なお、お問い合わせの連絡先、担当者等は末尾の保全レター事務局と同じです）

□入力内容の誤りが見つかった。
□**中長期保全計画を作成している又はデータの確定後等に作成したが「作成していない」と入力している。**（中長期保全計画についてはBIMMS―Nにより出力した場合等は「一部作成している」、内容を精査した場合は「作成している」で入力します）
□**点検を実施しているにもかかわらず引継未了等のため「実施していない」と入力している。**
□**点検周期３年の点検について、昨年度は実施年度ではないが実施していないので「実施していない」と入力している。**（この場合は点検周期3年の中間年度のため「実施している」で入力します）
□**保全台帳が作成途中であるが「作成していない」と入力している。**（修繕履歴などは過去の記録確認に時間を要しますので、わかっている範囲で作成している場合は「一部作成している」で入力します）
□**「主要建築物」のチェックが「自転車置場」、「その他」等についている。**
□使用電力量、ガス使用量の項目に誤って使用料金を入力している。（昨年同月のデータと値が大幅に異なる場合はエラーメッセージが表示されます）
□システム上の不具合により未報告（未確認）と表示されている施設がある。

２．　保全実地指導が始まります

平成23年度から実施しております保全実地指導について、今年度も実施致しますので、ご協力をよろしくお願いします。

保全実地指導は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第13条3項に基づき、国土交通省営繕部職員が現地に赴き、施設の保全状況等の把握、支障がある場合の指摘、改善に係る助言・指導及びその確認を行い、より一層の保全の適正を図ることを目的としております。

（実施要領については、http://www.mlit.go.jp/common/001061096.pdf で確認いただけます）

今年度は、平成30年度保全実態調査の結果などを基に、以下のような施設を対象として実施する予定です。

1）保全状況が良好でないと判断される施設について指導する
2）中長期保全計画の未作成施設について指導する
3）その他、保全に関する支援が必要であると判断される施設について指導する

保全実地指導において、評価の低い項目については実情もお聞きしながら改善方法を具体的にアドバイスさせていただきますが、特に保全状況が良好とされる施設の割合を増やすために、以下の項目について重点的に確認をさせていただく予定です。

a）定期点検の実施状況の確認
b）保全台帳の作成状況の確認
c）中長期保全計画の作成状況の確認

３．　寒冷期の施設保全について

寒い季節が始まります。温暖と言われる四国ですが、平成26年12月5日から6日の北陸・中四国地方の大雪では、四国中央市(川滝)において時間降雪量20cm 以上の豪雪により、多数の孤立集落が発生するなどの社会的影響が生じました。降雪等に対処するためには、気象情報の収集及び過去の類似事例との照合が重要です。

そのうえで、対処方法の事例として平成27年度に「降積雪期における国家機関の建築物の災害対策機能の確保について」（平成27年11月20日付け　事務連絡）及び保全レターにより留意点をお知らせしましたが、再度掲載して降積雪対策について紹介させていただきます。

・外部の歩道やスロープ、階段などは凍結していませんか？

【凍害による床の段差】

凍結が原因で転倒して怪我をすることが無いように、除雪や融雪剤の散布などの対策を行う必要があります。融雪装置（ロードヒーティング）の設備がある場合には、作動状況を確認しておきましょう。水溜まりが出来る箇所を発見した場合には、速やかに補修を行うか「通行禁止」とするなどの注意喚起の対策が必要です。

・屋上や庇、窓周りなどに雪庇やツララが出来ていませんか？

【雪庇の状況】

歩行者利用部分を中心に状況の確認を行い、雪庇等を発見した場合には通行ルートの変更などの対策が必要です。

また、危険と思われる箇所がある場合は、その下部に立入禁止等の注意喚起の対策が必要です。

・非常時の避難経路は確保されていますか？

【出入口前の積雪】

地震や火災の発生時などの非常時に避難経路となる通路や出入口については、通行が可能であることを確認しておく必要があります。外開きの扉は積雪により開かなくなる恐れがありますので、特に注意が必要です。

・太陽光発電パネルへの大量の積雪はありませんか？

【太陽光パネルへの積雪】

太陽光発電パネルは積雪により破損やたわみ等が発生する場合があります。積雪状況を確認のうえ雪下ろしを行うなどの対策が必要です。

・屋外に露出した配管や配線周辺に大量の積雪、雪庇、ツララはありませんか？

【フードの破損】

積雪や雪庇の落下などにより配管の破断や配線の断線が発生する場合があります。積雪状況を確認のうえ除雪や雪下ろしなどの対策が必要です。設備機器類は屋上や施設裏側などの目が届きにくい場所のほか、狭い場所に設置されている機器もありますので、状況確認を行う際は注意が必要です。

・凍結防止のための水抜きは行いましたか？

屋外散水栓や靴洗い水栓は、凍結防止のために元栓等を閉じるなどして、給水管内の水抜きを行う必要があります。

・自転車置場や物置などは大丈夫ですか？

既製品を利用している場合は、積雪により破損やたわみなどが発生する場合があります。積雪状況を確認のうえ雪下ろしを行うなどの対策が必要です。

・結露を放置していませんか？

窓ガラスやサッシ枠等が結露水で濡れている場合、こまめに拭い取ることで仕上げ材の汚染やカビの発生などを防止できます。（特に建物北側部分は外気温が低くなる傾向があるため外部に面する窓に結露が発生する場合があります）

また、長期間放置すると結露水が溢れて漏水を引き起こすこともあり、倉庫などで長期間

締め切った状態が続くと、室内の湿度が高くなって結露が生じることもありますので、こまめに換気を行うことが必要です。

・停電への備えは出来ていますか？

積雪や強風による送電線の切断により、停電が発生することが考えられます。非常用照明、自家発電設備がある施設は、定期点検の記録を確認しておきましょう。また、懐中電灯やポータブルラジオなどの点検も必要です。

４．　保全Ｑ＆Ａ

四国地方整備局営繕部では、四国地区官庁施設保全連絡会議終了後に保全相談コーナーを設けているほか、後述の「保全レター四国」事務局にて、随時電話及びメールで相談を受付けています。その中で相談のあった内容について紹介させていただきます。

Ｑ　建築物の敷地及び構造の点検を宿舎について実施する場合、床面積が100㎡を超える1戸建ての宿舎は点検する必要がありますか。

Ａ　建築物の敷地及び構造の点検は、用途別で「特殊建築物」の「共同住宅」が対象となりますが、1戸建ての宿舎は「共同住宅」ではないため、100㎡を超えても対象外となります。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞「保全レター四国」事務局 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

○「保全レター四国」の配信中止・配信先変更のご希望等がありましたら、事務局までご連絡頂きますようお願いします。
　また、所掌の関係施設がございましたら適宜転送していただければ幸いです。
○　保全について、困りごとやご質問等がございましたら遠慮なくお知らせください。
○　この保全レターは不定期に配信しています。

国土交通省四国地方整備局営繕部保全指導・監督室
〒760-8554
香川県高松市サンポート 3-33　高松サンポート合同庁舎（北館）13 階
TEL　087-851-8061　　FAX　087-811-8436

担当　竹内（たけうち）（内線 5181）　大平（おおひら）（内線 5526）

E-mail skr-hozenkan@mlit.go.jp

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞